

### 第3節 消防用設備等着工届、設置届の添付図書等

#### 第1 着工届（「消防用設備等着工届に係る運用についての一部改正について」（平成16年9月14日消防予第167号））

##### 1 共通事項

###### (1) 届出日等

法第17条の14の規定に基づく届出は、消防用設備等の新設、増設又は移設する場合にあっては消防用設備等ごとに(2)に定める基準日の、変更する場合にあっては変更工事を行おうとする日の、それぞれ、10日前までに行うこと。また、届出時に消防用設備等の詳細な計画が確定していない場合は、その時点における一応の添付図書を提出させ、計画が決定した段階で差し替え等を行わせて差し支えないこと。

###### (2) 基準日

###### ア 消火設備

各設備の配管（各種ヘッド、ノズル等を直接取り付ける配管を除く。）の接続工事又は加圧送水装置等の設置工事を行おうとする日とする。

###### イ 警報設備

警報設備の受信機の設置工事を行おうとする日とする。ただし、受信機の設置工事を伴わない場合は、感知器又は検知器の設置を行おうとする日とする。

###### ウ 避難器具

避難器具の取付金具の設置に係る工事を行おうとする日とする。

###### エ 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等

###### (ア) パッケージ型消火設備

パッケージ型消火設備の格納箱の取り付け工事を行なおうとする日とする。

###### (イ) パッケージ型自動消火設備

パッケージ型自動消火設備の放出導管（放出口を直接取り付ける放出導管を除く。）の接続工事を行なおうとする日とする。

###### (3) 添付図書

添付図書は、折り上げで日本工業規格A4を原則とする。また、図書の縮尺は、100分の1を原則とするが、その目的が達成される場合にあってはこの限りでない。

###### (4) 届出の単位

届出は、防火対象物又は製造所、貯蔵所若しくは取扱所（以下「製造所等」という。）を設置する事業所ごとに行って差し支えないものとする。

##### 2 添付図書

法第17条の14の規定に基づく消防用設備等の着工届出（以下「着工届」という。）の添付図書及び記載要領等については、別表1によること。

別表 1

## 着工届の添付図書・記載要領等

	設備の種類	添付図書	記載要領等
消 火 設 備	屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 水噴霧消火設備 泡消火設備 屋外消火栓設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	1 付近見取図  2 防火対象物又は製造所等の概要表 3 消火設備の概要表 4 平面図  5 断面図 6 配管系統図  7 配線系統図及び展開図 8 計算書  9 使用機器図	防火対象物又は製造所等の所在地付近の略図 ただし、敷地が大きい場合は、敷地内の配置図も添付すること。  なお、様式については平成5年10月26日消防予第285号別記様式による。以下同じ。  消火設備の設置に係る階の防火区画、各室ごとの用途等を明記したものと及び消火設備等の機器等の配置、配管状況等を明記したもの。  消火設備の設置に係る階の断面を明記したもの。  消火設備の構成、配管の経路、口径等を系統的に明記したもの。  配線の種類等、電線系統及び配線系統並びに作動順序を示す接続関係を明記したもの。  次に掲げる事項を明記したもの。  なお、算出に用いる各種係数の根拠を明記すること。 (ア) 所要の水量又は消火薬剤量等の算出方法 (イ) 送水装置、加圧ガス容器等の容量の算出方法 (ウ) 配管、継手、弁類等の摩擦損失の計算を含む所要揚程等の算出方法 (エ) 電動機等の所要容量の算出方法 (オ) 非常電源の容量の算出方法  加圧送水措置、ノズル、弁、警報装置等に使用されている機器（検定品を除く。）及び非常電源に係る機器の詳細を明記したもの。
警 報 設 備	自動火災報知設備 消防機関へ通報する 火災報知設備 ガス漏れ火災警報設備	1 付近見取図 2 防火対象物又は製造所等の概要表 3 警報設備の概要表 4 平面図  5 断面図 6 配線図	消火設備に準ずる。  警報設備の設置に係る階の防火区画、各室ごとの用途等を明記したものと及び警報設備等の機器等の配置、配線状況等を明記したもの。  警報設備の設置に係る階の断面を明記したもの。  電線管の口径、配線本数、電線路の立ち上がり、警戒区域等を明記したもの。

避難設備	<p>金属製避難はしご (固定式のものに 限る。)</p> <p>救助袋 緩降機</p>	<p>1 附近見取図</p> <p>2 避難器具の概要表</p> <p>3 平面図</p> <p>4 立面図</p> <p>5 避難器具の設計図 等</p> <p>6 計算書</p>	<p>消火設備に準ずるほか、避難器具を設置する場所付近に避難器具の使用又は設置に障害となるおそれがあるかどうか判断できるもの。</p> <p>避難器具の設置に係る階の防火区画、階段及び各室ごとの用途等を明記したもの。</p> <p>避難器具の設置に係る部分の立面を明記したもの。</p> <p>避難器具を取り付ける開口部の詳細、避難器具の取付金具及び取り付ける部分の詳細を明記したもの。</p> <p>避難器具の取付金具及び取り付ける部分の強度の算出方法を明記したもの。</p>
	総合操作盤	<p>1. 設備概要表</p> <p>2. 評価書</p> <p>3. 個別確認届出書 及びその添付図書</p>	
必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等	<p>パッケージ型消火設備 パッケージ型自動消火設備</p>	<p>1 付近見取図</p> <p>2 防火対象物又は製造所等の概要表</p> <p>3 設備の概要表</p> <p>4 平面図</p> <p>5 断面図</p> <p>6 放出導管系統図 (パッケージ型自動消火設備のみ)</p> <p>7 配線系統図及び展開図</p> <p>8 使用機器図</p>	<p>防火対象物又は製造所等の所在地付近の略図 ただし、敷地が大きい場合は、敷地内の配置図も添付すること。</p> <p>設備の設置に係る階の防火区画、各室ごとの用途等を明記したもの及び消火設備等の機器等の配置状況等を明記したもの。(パッケージ型自動消火設備については、放出導管、同時放射区域の状況を明記したもの。)</p> <p>設備の設置に係る階の断面図を明記したもの。</p> <p>設備の構成、放出導管の経路、口径等を系統的に明記したもの。</p> <p>配線の種類等、電線系統及び配線系統並びに作動順序を示す接続関係を明記したもの。</p> <p>パッケージ型消火設備 ノズル、弁等に使用されている機器の詳細を明記したもの。</p> <p>パッケージ型自動消火設備 感知部、放出口等に使用されている機器及び非常電源に係る機器の詳細を明記したもの。</p>

### 3 留意事項

- (1) 消防用設備等の着工届に添付する図書については、届出書に過度の負担となるような図書の添付を要求しないこと。
- (2) 消防同意の際に消防用設備等の設計に関する図書が提出されているなど、すでに消防機関において保有している図書がそのまま活用できる場合にあつては、当該図書をもって着工届の添付図書に代えるものとして差し支えないこと。
- (3) 製造所等に設置される消防用設備等に係る着工の届出については、製造所等の設置又は変更の許可申請において、既に(2)に掲げる添付図書と同一の図書が提出されている場合には、当該添付図書を着工届に添付しないこととして差し支えないこと。
- (4) 消防用設備等の着工届制度は、実際に設置される消防用設備等を正確に把握し、設置に関する十分な指導を行うことにより、消防用設備等の適切な設置を図ることを目的とするものであるから、(1)及び(2)の運用に当たっては、実際に設置される消防用設備等の適切な把握に欠けることのないよう、図書の内容等に配慮すること。
- (5) 「ガス系消火設備等に係る取扱いについて」(平成7年5月10日付消防予第89号)に掲げるガス系消火設備については、不活性ガス消火設備に準じて概要表を作成、添付すること。
- (6) 自動火災報知設備と連動の放送設備については、自動火災報知設備の着工届に係る図書を添付すること。
- (7) 排煙設備、連結散水設備及び連結送水管については、着工届に準じた関係図書を排煙機又は配管の取付工事前に提出すること。